

プロジェクトマネジメント義務の限界と 契約目標達成のための発注者の義務

豊田 訓久^{†1}

近年、情報システム（以下「システム」という）が大規模になるにつれて、システム開発・導入をめぐる、システム開発業者と発注者との間でトラブルが増加している。中でも、システム開発が途中で頓挫した場合のプロジェクトマネジメント義務違反に関する事例が注目を集めている。一方、今日では多くのサービスがシステムを用いて提供されており、ビジネスにおけるシステムの重要性が益々大きくなってきている。本稿では、プロジェクトマネジメント義務違反の法的性質について、国民健康保険組合事件およびスルガ銀行対日本IBM 事件の判例比較を中心に検証し、同義務の限界と契約目標を達成するために発注者が果たしうる義務について検討する。

Limitation of legal effect of project management and obligation of the ordering party to achieve the contract objective

Norihisa Toyota^{†1}

1. はじめに

これまで、システム開発に関する訴訟の多くは、納期までにソフトウェアが完成しない、仕様に定められた性能を発揮しない等の債務不履行の問題と、ソフトウェアの不具合（バグ）等の瑕疵担保責任の問題が争点となっていたが、近年、新たに、プロジェクトマネジメント義務という概念が導入され、義務違反を問う判決が下されている。

本稿では、プロジェクトマネジメント義務の言葉が判例上はじめて使われたケースである「東京地裁平成 16 年 3 月 10 日判決（地裁平成 12 年（ワ）第 20378 号、平成 13 年第 1739 号）」（以下、平成 16 年判決という）と、プロジェクト義務といった概念が広く知られる契機となったスルガ銀行と日本 IBM が争った「東京地裁平成 24 年 3 月 29 日判決（平成 20 年（ワ）第 35320 号／反訴；平成 20 年（ワ）第 24303 号）」（以下、平成 24 年判決という）および平成 24 年判決の控訴審である「東京高裁平成 25 年 9 月 26 日判決（平成 24 年（ネ）第 3612 号）」（以下、平成 25 年判決という）を取り上げ、プロジェクトマネジメント義務の法的性質を検討するとともに若干の考察を行う。

2. システム開発の特殊性

システム開発において発注者とシステム開発業者の間で紛争が生じる原因には、システム開発における次のような特殊性が影響していると考えられる。

2.1 契約時における仕様の未確定

第一に、開発すべきシステムの仕様が契約時に定まっていなかったことが挙げられる。システム開発には様々なプロセスがあるが、大規模システムの開発に用いられることが多

いウォーターフォール型開発プロセスを例にとると、要件定義、設計、開発、テストといったプロセスによりシステムが作られることになる。そのため、開発すべきシステムがどのようなものであるかは、契約後の開発プロセス、主に要件定義プロセスにおいて発注者と開発業者が協議を重ねる中で確定していくことになる。要件定義プロセスにおいて全ての要件を洗い出すことができなかった場合は、その後のプロセスにおいて新たな要件が露見し、仕様の追加あるいは修正が行われることになる。

2.2 一括契約の多用

第二に、システム開発全体を一括契約するケースが多いことが挙げられる。

一括契約には、発注者にとって、システム完成までに要する予算を確定できるというメリットがある。しかし、契約を多段階契約の形にせず、一括契約とした場合、「要件定義も行われずどのようなシステムを作るのかも決まっていないう段階で、完成したシステムについての代金その他の条件を決めるため、条件について過不足のない契約を作成することは不可能である」[1] ため、開発プロセスの中で当事者間の争いが生じやすい。

2.3 情報の非対称性の存在

第三に、発注者と開発業者の間に情報の非対称性があることが挙げられる。

システム開発には、情報システムに関する高度な専門知識・経験と開発しようとするシステムに関連した業務知識が必要である。システム開発業者は情報システムに関する専門性は有しているが業務知識には乏しい。一方、発注者は情報システムに関する専門性は有していないが、業務知識

は有している。

両者の持ちうる情報に大きな違いがあることが、争いの原因になり得る。

3. 開発業者によるプロジェクトマネジメント

このようなシステム開発の特殊性から、開発業者のプロジェクト管理やユーザへの注意義務を認めた判決は以前から見られたが[2]、平成16年判決において、開発業者にプロジェクトマネジメント義務があることが判例上初めて明言された。続いて、平成24年判決および平成25年判決において、平成16年判決におけるプロジェクトマネジメント義務の内容が適用された。

ここでは、両事件を比較することで、プロジェクトマネジメント義務の法的性質について検討する。

4. 平成16年判決

4.1 事案の概要

本件は、国民健康保険組合(X)がベンダ(Y)に電算システムの開発を委託したところ、期限までに完成しなかったなどとして、支払済みであった約2.5億円の返還と、損害金約3.5億円の支払いを求めたことに対し、Yは期限までに完成しなかった原因はXの協力がなかったためであるとして、約4.7億円の損害金を求める反訴を提起したものである。時系列および本訴・反訴の請求内容は次のとおりである。

(1) 平成9年5月

XはYを相手方とし、納期限を平成10年12月末とするシステム開発委託契約(委託料2億5200万円)を締結

(2) 平成10年4月頃

XとYは、納期限の延期について交渉を開始。遅くとも同年8月28日までに納期限を平成11年3月末まで延長することに合意した。また、9月1日付で追加契約(9,450万円)を締結

(3) 平成11年9月

納期限を過ぎてもシステムが完成しなかったため、XはYに対して契約解除の意思表示

(4) 本訴

XはYに対し、債務不履行解除を原因とする原状回復請求権に基づき委託料2億5,200万円の返還、債務不履行による損害賠償請求権に基づき損害金3億4,921万円余を請求

(5) 反訴

YはXに対し、Xの協力義務違反を理由とする債務不履行による損害金、請負契約の解除に伴う報酬および損害金または民法648条3項および651条の準委任契約解除における報酬および損害金4億6,546万円余を請求

4.2 裁判所の判断

裁判所は、次のとおり、システム開発業者が負うべき義務として、プロジェクトマネジメント義務があるということを明言した。

Yは、システム開発の専門業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、段階的稼働の合意のとりの納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき債務を負っていたものである。

したがって、Yは、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、本件電算システム開発契約の契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進めるとともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務を負うものと解すべきである。そして、システム開発は注文者と打合せを重ねて、その意向を踏まえながら行うものであるから、Yは、注文者であるXのシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しないXによって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告国保に働きかける義務(以下、これらの義務を「プロジェクトマネジメント義務」という。)を負っていたといふべきである。

一方、注文者の義務として、次のとおり、協力義務があることを明言した。

本件電算システム開発契約は、いわゆるオーダーメイドのシステム開発契約であるところ、このようなオーダーメイドのシステム開発契約では、受託者(ベンダー)のみではシステムを完成させることはできないのであって、委託者(ユーザー)が開発過程において、内部の意見調整を的確に行って見解を統一した上、どのような機能を要望するのかを明確に受託者に伝え、受託者とともに、要望する機能について検討して、最終的に機能を決定し、さらに、画面や帳票を決定し、成果物の検収をするなどの役割を分担することが必要である。このような役割を委託者であるXが分担していたことにかんがみれば、本件電算システムの開発は、Xと受託者であるYの共同作業といふべき側面を有する。(中略)したがって、Xは、本件電算システムの開発過程において、資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力をYから求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務(以下「協力義務」という。)を負っていたといふべきである。

その上で、開発が遅れ、納入期限までに完成に至らなかった責任については、

本件電算システムの開発作業が遅れ、段階的稼働の合意により延期したにもかかわらず、なお納入期限までに完成

に至らなかったのは、いずれか一方の当事者の責めに帰すべき事由によるものというは適切ではなく、XとY双方の不完全な履行、健保法改正その他に関する開発内容の追加、変更等が相まって生じた結果であり、(中略)本件電算システムの開発作業が遅れ、納入期限までに完成に至らなかったことについて、いずれか一方の当事者が債務不履行責任を負うものではなく(後略)

として、双方の債務不履行責任を否定した。

続いて、Yの債務不履行を理由とするXの解除は認められないものの、民法641条による請負契約の解除を認め、XからYに対する既払金2億5,200万円の返還請求権と、YからXに対する損害賠償権として契約上の開発代金3億4,650万円を認めた。

ただし、この損害賠償請求権については、

原告国保は、懸案事項の解決を遅延し、開発作業の遅れの一因を作ったものであるが、被告も、開発作業の遅れの一因を作るなど、システム開発受託者として行うべき役割を怠った点があり、それらの内容、程度等前記認定の一切の事情を斟酌すれば、被告に生じた損害について、6割の過失相殺(類推適用)をするのが相当である

として、既払金から損害金を差し引いた1億1,340万円(2億5,200万円－1億3,860万円)の返還請求権を認容した。

4.3 本判決の意義

システム開発の請負契約において、受託者がプロジェクトマネジメント義務を、委託者が協力義務を負っていることが判決上初めて明言された。

5. 平成24年判決及び平成25年判決

5.1 事案の概要

本件は、スルガ銀行(X)と日本IBM(Y)との間において、Xの基幹システムの構築に関する基本合意を締結するとともに、開発中の各段階における権利義務を規定した個別の契約を順次締結することで、開発に着手したところ、システムが完成せず、開発中止に至ったため、XはYに対して損害金約116億円を求め、これに対してYは損害金約125億円を求める反訴を提起したものである。時系列および本訴・反訴の請求内容は次のとおりである。

(1) 平成16年9月

XとYは、新システムを約95億円で開発するとした基本合意書を取り交わすとともに、計画・要件定義局面の個別契約を締結。開発に着手

(2) 平成17年9月

XとYは、新システムを約89億で開発し、システムのサービスイン時期を平成20年1月と定めた最終合意書を取り交わす

(3) 平成18年

要件定義が難航。スケジュール見直しについて協議を重ねる

(4) 平成19年4月

Yが、Corebankに代えてTemenos社の基幹系パッケージソフトであるTCBを採用する案を提案したが、Xは拒否

(5) 平成19年5月

XはYに対し、「最終合意書による本件システムの完成の見込みはないとの理解で、プロジェクトを白紙に戻すこと、Xが支払済みの開発費及びX側の要員費用などXが負担した費用全額について速やかに返還を求める旨」を通知

(6) 平成19年7月

XはYに対し、本件最終合意及び本件個別契約を債務不履行(履行不能)により解除する旨を意思表示

(7) 本訴

XはYに対し、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償等に基づき、損害金116億円余を請求

(8) 反訴

YはXに対し、本件未払個別契約の代金支払請求、および協力義務違反を理由とする不法行為による損害金等として合計125億円余を請求

5.2 裁判所の判断

5.2.1 原審の判断

原審では、以下の理由でYに対して約74億円の支払いを命じた。

(1) 最終合意書の法的拘束力

本訴においてXが主張するYの債務不履行または不法行為については、次のとおり否定した。

本件最終合意書に記載された原告の支払金額の法的拘束力については、原告と被告との間で本件プロジェクトの各局面における義務を定めた個別契約が締結されることを前提条件として生ずるものとされていると解すべきである。

(中略)業務に関する外部設計・内部設計・開発・テスト局面、並びに制御及び基盤に関する開発・テスト以降の局面に関する個別契約の大半が未締結であることが認められる。

そうすると、上記支払総額が法的拘束力を有するに至る程度に条件が充たされているとはいえないので、被告の債務不履行又は不法行為の成立をいう原告の上記主張は採用することができない。

(2) プロジェクトマネジメント義務違反による不法行為

そのうえで、Yには以下に挙げる理由により、適切にシステム開発を管理することなどを内容とするプロジェクトマネジメント義務違反があったとして、Yに不法行為に基づく損害賠償責任を認め、約74億円の支払いを命じた。

- パッケージ開発において、パッケージソフトの選定は開発の対象となるシステムの根幹を成すものであり、その適切な選定、開発方法の採用は極めて重大な課題であるところ、YはCorebankの検証・検討が不十分かつ適切な開発方法を採用したとも言えない。
- YはXに対し、最終合意書の尊重を表明しつつ個別契約の代金支払いを受けており、後になって金額の増額を申し出たことは信義に反する。
- 開発頓挫後、十分な検証をせず代替案（別パッケージの採用）を提案すること自体が、XのYに対する信頼を失わせた根拠となる

5.2.2 原審の判断

控訴審においては、本件におけるシステム開発の「どの段階でプロジェクトマネジメント義務違反が発生したか」を検討した結果、プロジェクトマネジメント義務の性質を「契約文言から一義的に定まるものではなく、システム開発の遂行過程における状況に応じて変化しつつ定まる」と判示し、本案件については最終合意締結後の過程のみにプロジェクトマネジメント義務違反があるとして不法行為責任を認めた。

その結果、原判決が変更、請求は一部認容され、Yに約41億円の損害賠償の支払いを命じた。

5.3 本判決の意義

原審、控訴審ともに最終合意書に法的拘束力を認めなかったため、債務不履行の有無が問われることはなく、民法709条に基づく不法行為責任が認められた。

6. プロジェクトマネジメント義務の法的性質

6.1 16年判決と24年・25年判決の比較

16年判決では、プロジェクトマネジメント義務を、請負契約が成立していることを前提としたうえで、完成を請け負ったシステムの開発作業の一部、言い換えれば契約上の義務として扱っていると考えられる。

一方、24年・25年判決では、同じプロジェクトマネジメント義務という言葉は使われているが、その内容は、請負契約上の義務ではなく、信義則上の一般的注意義務と位置付けられていると考えられる。[3]

務の内容については、16年判決が「契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進める」、「常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき」、「注文者である原告のシステム開発へのかかわりについても、適切に管理し、システム開発について専門的知識を有しない原告によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告に働きかける」といった具体的な義務を明示しているのに対し、25年判決では

「契約文言から一義的に定まるものではなく、システム開発の遂行過程における状況に応じて変化しつつ定まる」と判示しており、具体的な内容を明示していない。

6.2 プロジェクトマネジメント義務の法的性質の諸説

藤谷[4]により、プロジェクトマネジメント義務の法的性質として、次の諸説が提起されている。

(1) 仕事完成義務説

プロジェクトマネジメント義務そのものが、開発業者の「仕事を完成させる義務」の「要素たる義務」の一つであり、プロジェクトマネジメント義務の不履行そのものが、仕事完成義務違反となる。さらに、仕事完成義務を独立的義務説と部分的義務説に分け、前者は、成果物が完成した場合であっても、プロジェクトマネジメント義務の違反があれば、仕事完成義務の全部の債務不履行となり、後者は一部分の債務不履行となる。

(2) 付随的義務

プロジェクトマネジメント義務は、仕事完成義務の一要素ではあるが、成果物の完成という主本的義務の付随的義務に過ぎず、プロジェクトマネジメント義務があっても成果物が完成していれば債務不履行とはならない。

(3) 債務不履行・帰責原因義務説

仕事が完成せず頓挫した場合、その原因がプロジェクトマネジメント義務違反によるものであれば、債務不履行を追求し得る。

(4) 不法行為・帰責原因義務説

仕事が完成せず頓挫した場合、その原因がプロジェクトマネジメント義務違反によるものであれば、注意義務違反として、開発業者に対して不法行為責任を追及し得る。

6.3 16年判決と24年・25年判決の諸説への当てはめ

藤谷の説に16年判決と24年・25年判決におけるプロジェクトマネジメント義務を当てはめた場合、次のようになると考えられる。

6.3.1 16年判決への当てはめ

16年判決では、プロジェクトマネジメント義務を、システムを完成させるべき債務から導きだしており、仕事完成義務の一要素と捉えていることがうかがえる。ただし、最終的に双方の債務不履行が否定されたため、仕事完成義務と付随的義務のいずれに該当するのかは不明であるが、プロジェクトマネジメント義務は仕事完成義務、すなわち契約上の義務であると考えられる。

6.3.2 24年・25年判決への当てはめ

24年・25年判決では、プロジェクトマネジメント義務違反を不法行為として処理しているため、不法行為・帰責原因義務説に該当する。

7. プロジェクトマネジメント義務の契約上の義務における位置づけ

契約により債務者が負う義務にはいくつかの性質のものがある。プロジェクトマネジメント義務が契約上の義務である場合にどのような性質を持ち得るのかを、契約義務に関する先行研究をもとに検討を行う。

7.1 契約上の義務の構造

社会情勢の変化に伴い、契約成立に向けた合意形成から履行完了までの当事者間の関係が複雑化する中で、契約上の義務もまた多様化している。長坂 [5] は近時の学説を踏まえた契約義務の総論的な考察を試みる中で、契約上の義務を給付義務、付随義務、保護義務の3つに分類し、各義務を整理している。

7.1.1 給付義務と付随義務

「当事者の合意（意思表示）を前提として、債務者の契約義務に適った行為により実現されるべきものを給付利益（給付結果）と捉え、その利益に対応する義務を構成されるべきであるとするのが、義務論一般的理解であると言える」とした上で、給付結果に直接関連するものを給付義務、給付結果に従属的なものを不随義務としている。

つぎに、給付義務と不随義務の区別については、その履行が直接給付結果を実現させるものであるかどうか、言い換えれば、義務違反があっても給付結果が実現されうることもありえるものを付随義務と定義している。なお、給付義務は学説によっては「本来の給付義務（主たる給付義務）」と、契約の属性から導き出される副次的な給付義務（従たる給付義務）が観念される」ものもあるがいずれの説に立っても、「給付結果の実現に直接関連する」として

7.1.2 保護義務

保護義務とは、債務の履行に当たって、給付義務と付随義務に関係しない利益、例えば、相手方の生命、身体、財産などの利益（保持利益）を害しないように配慮・保護すべき義務とされている。この義務は多くの判例を通じて確認されている。長坂は、保護義務が受けもつ領域を次の3つに分類している。

- (1) 給付義務の不履行の結果として保持利益が侵害される場合
- (2) 給付義務の不履行はないがその履行に際して保持利益が侵害される場合
- (3) 給付義務と何らの関係がない場合

(1) について、瑕疵ある目的物の給付は、瑕疵がある点において給付義務違反であるが、さらに保持利益を侵害

すると給付義務違反に加えて、保護義務違反が発生するとしている。給付義務と保護義務が競合する場面であると考えられる。(2) 及び(3)については保護義務違反のみが発生する場面であるとしている。

7.1.3 各義務の関係性と性質

給付義務、付随義務、保護義務の関係性を図1に示す。契約上の義務は、このような契約目的達成に向けた、重層的な義務の集合体であると考えられる。

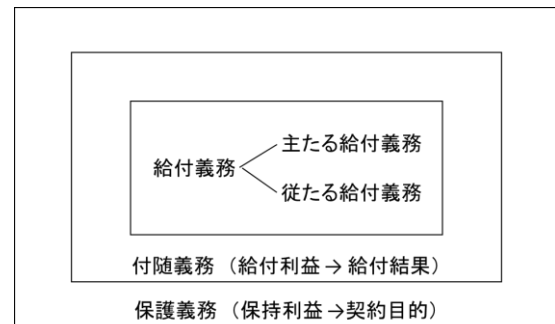


図1 契約義務の構造

また、各義務の義務違反発生的前提条件は次のように考えられる。

(1) 給付義務違反

契約の本来の義務を果たさない場合に発生。

(2) 付随義務違反

給付結果が実現しなかった場合に事後的に義務違反が問題視される。

(3) 保護義務

保持利益が侵害された場合に発生。

8. 法的性質から見たプロジェクトマネジメント義務の限界

ビジネスにおけるシステムの重要性が増す中で、システム開発の成否は企業の経済活動に大きな影響を与えるようになってきている。そのため、プロジェクトマネジメント義務の法的性質としては、システム開発が頓挫した際に事後的に開発ベンダーの責任を追及する根拠となるだけでは十分とは言えず、システム開発の最中に既に義務が発生しており、プロジェクトマネジメントが果たされない場合には、義務の履行を催促や訴求できる根拠となり得るものであることが望ましい。

8.1.1 16 年判決におけるプロジェクトマネジメントの法的性質

16年判決で示されたプロジェクトマネジメント義務は、「契約書及び本件電算システム提案書において提示した開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進める」、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の

発見に努め、これに適切に対処すべき」,「注文者である原告のシステム開発へのかかわりについても,適切に管理し,システム開発について専門的知識を有しない原告によって開発作業を阻害する行為がされることのないよう原告に働きかける」であるが,仮にこれらの行為を行わなかった場合であっても,システムが完成することはいうと考えられる.そのため,ここでいうプロジェクトマネジメント義務は付随義務のひとつであると考えられる.

8.1.2 24 年・25 年判決におけるプロジェクトマネジメントの法的性質

プロジェクトマネジメント義務は,契約上の義務では不法行為として処理されている.

8.1.3 両判決におけるプロジェクトマネジメント義務の法的性質の限界

判決で示されたプロジェクトマネジメント義務について,16年判決では契約上の義務ではあるが附随義務,24年・25年判決では信義則上の義務であると考えられる.そのため,両判決のプロジェクトマネジメント義務は,ともにシステム開発が頓挫した際に救済根拠としての機能は有するが,システム開発の最中には義務として機能しないと考えられる.

8.1.4 プロジェクトマネジメント義務のあるべき位置

プロジェクトマネジメント義務は,給付義務として位置づけられるべきと考える.そのためには,16年判決で示されたプロジェクトマネジメント義務の具体例やシステム開発において求められる管理的要素を具体のタスクに落とし込む必要がある.そのうえで,それらのタスクを含めた包括的な給付義務概念を当事者の合意(意思表示)を通じて,形成していくことが必要である.

9. 契約目標達成のための発注者の義務

システム開発において求められる管理的要素を具体のタスクに落とし込むために,発注者はどのようなことが行えるだろうか.ここでは,開発手法と各工程における成果物とその粒度を定義し,契約に盛り込むことを提案したい.

システム開発は多くの関係者が関わり,それぞれのバックグラウンドも多岐に渡る.また,システム開発は一般的に長期間に渡って行われることが多く,その間に人の入れ替わりも発生し得る.そのような状況で,発注者と開発業者が給付義務の内容を正確に捉え,義務の履行と確認を行っていくためには,どのような工程でシステム開発が行われるか,また,各工程でどのような成果物が作成されるかを予め定めておくことが有効であると考えられる.

一般的に,システム開発の手法や成果物は開発業者によ

り提案されたものを,発注者はよく吟味せずに用いることが多い.しかし,契約前にこれらを十分に吟味し,具体的な作業と対応する成果物を定義していくことこそ,今後発注者が果たしていくべき義務であると考ええる.

10. 謝辞

温かい指導を頂いた情報セキュリティ大学院大学の教授,同僚,事務の皆様にご感謝いたします.

11. 参考文献

- [1] 情報システム・ソフトウェア取引高度化コンソーシアム編「情報システム・ソフトウェア取引トラブル事例集」(2010年)
- [2] 東京地判平成9年9月24日(判タ967号168頁) 広島地判平成11年10月27日(判時1699号101頁) 他
- [3] 栗原由紀子「システム開発契約における開発業者のプロジェクト・マネジメント義務」青森法政論叢16号(2015年)
- [4] 藤谷護人「「プロジェクトマネジメント義務判決」と法的諸問題」Information Network Law Review Vol.12(2013年)
- [5] 長坂純「契約義務構造の基礎的考察-不完全履行論をめぐって-」明治大学大学院紀要第28集(1991年)